

認可保育所 施設長様
幼保連携型認定こども園 園長様
小規模保育事業 保育責任者様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

令和元年度市長表彰候補者の推薦について

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記表彰につきまして、次により候補者の推薦をお願いいたします。

なお、表彰式は、令和元年 10 月 29 日（火）に関内ホールにて開催する「第 39 回横浜市社会福祉大会」席上で行う予定です。

1 表彰候補者の資格要件等

同一の社会福祉施設（同一法人が経営する施設については同一施設とみなす。）の長または職員として 15 年以上勤務し、現在も在籍している功績顕著な者

2 提出書類

推薦書（紙）

※データでご提出いただく際は 4（1）をご覧ください。

3 提出期限

令和元年 7 月 2 日（火）必着 ※締切厳守をお願いいたします。

4 提出方法・提出先

（1）Eメール

アドレス：kd-unei9F@city.yokohama.jp（保育・教育運営課運営指導係）

件名を「推薦書送付依頼」とし、メールを送付してください。様式（Excel データ）をお送りいたします。

（2）郵送

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 担当：大熊 猪野

5 送付資料

- （1）推薦書（紙）
- （2）推薦書（紙）記入例
- （3）推薦書作成にあたってのお願い
- （4）活動年数等、年齢早見表
- （5）横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰要綱

担当 こども青少年局
保育・教育運営課
大熊 猪野
電話 045-671-4464

(様式4)

市長表彰推薦書(社会福祉・保健医療功労者)

区分(4)

永年勤続・活動功労(民間社会福祉施設等従事者)

推 薦 者		
表 彰 基 準 該 当 区 分		
ふ り が な		
氏 名		
生 年 月 日		年 月 日
現 住 所	郵便番号	
	市区名まで	
	町名から	
電 話 番 号		
勤 務 先	施 設 名	
	施 設 長 名	
	所 在 地	郵便番号
		住 所
	在 職 年 数	
年 月		
主 な 功 績 (活動内容、推薦理由) ※ 250 文字 以 内		
表 彰 歴		
参 考 事 項		

(様式4)

市長表彰推薦書(社会福祉・保健医療功労者)

区分(4)

永年勤続・活動功労(民間社会福祉施設等従事者)

記載例

推薦者	こども青少年局長		
表彰基準該当区分	民間社会福祉施設等従事者		
ふりがな	□□□ □□□		
氏名	□□ □□□		
生年月日	昭和□□年 □月 □□日		
現住所	郵便番号	□□□-□□□□	
	市区名まで	□□市□□区	
	町名から	□□町□-□□	
電話番号	□□□-□□□-□□□□		
勤務先	施設名	□□保育園	
	施設長名	□□ □□□	
	所在地	郵便番号	□□□-□□□□
		住所	横浜市□□区□□町□-□□
在職年数	□□年□□月		
経歴	平成□年□月□日 社会福祉法人□□会 □□保育園 勤務 平成□年□月□日 社会福祉法人□□会 □□保育園 退職 平成□年□月□日 社会福祉法人□□会 □□□保育園 勤務 現在に至る		
表彰歴	平成□年□月□日 一般社団法人横浜市私立保育園園長会 優良職員表彰		
参考事項			

推薦書作成に当たってのお願い

推薦書は次の点に注意してご入力ください。

- (1) 名前の表記は、旧字体等を正確に入力願います。ただし、変換できない漢字がある場合は、別紙(様式自由)の提出を願います。
※ここで入力いただいたデータが表彰状やパンフレットの基礎データとなります。誤りのないよう、提出前に必ずご確認をお願いします。
- (2) 郵便番号、ふりがな、活動年数等の記入漏れがないようお願いいたします。
- (3) 従事年数の算定基準は、本年度の10月1日で計算してください。月の途中から開始等した場合は、翌月の1日から換算してください。
- (4) 期間の算定について、同一法人が経営する保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業において複数の施設等にて勤務されている場合、その期間を合算します。
例 認可保育所で14年間勤務後、同一法人の経営する小規模保育事業で1年間勤務した場合は、15年勤務となる。
- (5) パート職員は各施設の常勤職員換算をして、要件を満たす場合は資格があります。
- (6) 産休・育休取得の場合、各施設で定める就業要綱で勤務日数に含まれると定めている場合在職年数に含みます。
- (7) 年数等の算定には、別添の早見表を参考にしてください。

横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰
推薦基準及び注意事項

別紙

区分		要綱及び要領上の推薦基準	年数	種別	推薦に当たっての注意事項等	推薦者 ()内は候補者数
1	ボランティア 活動功労	技術労力奉仕	5年 以上	個人・ 団体	・功労年数が基準に満たないものは回数・質等で判断する。 ・現在は行っていないが、過去に長年活動していたもので、その活動内容が、特に顕著な場合は、対象とする。 ・公的機関から委嘱を受けた団体がその職務に関連するような活動は除外する。 ・主な推薦範囲 ＜市社協会長＞主に市レベル又は複数区で活動するボランティア(団体・個人) ＜各区長＞区レベルで活動するボランティア(団体・個人) ＜子ども青少年局長及び健康福祉局長＞局所管施設で活動している個人、団体及び各区では把握しきれないボランティア(団体・個人)	・市社協会長(8) ・区長(各4) ・子ども青少年局長(18) ・健康福祉局長(18)
		金品寄附	—	個人・ 団体	・金品[通算合計額 個人200万円・団体500万円]を寄附するなどボランティア活動に功績顕著な個人・団体。 ・寄附者と寄附先の利害関係が想定される場合の寄附は表彰対象外とする。	・市社協会長 ・区長 ・子ども青少年局長 ・健康福祉局長 (上限数なし)
3	民生委員・児童 委員	・10年以上在職した功績顕著な者で、下記区分による勤務年数を満たした者。 10年以上 15年以上 20年以上 25年以上 30年以上 35年以上 40年以上	10年 以上	個人	・従事年数の基準日は当該年度の11月30日	・区長 (上限数なし)
4	永年勤続・ 活動功労	民間社会福祉施設等従事者 (施設長・職員)	15年 以上	個人	・同一の社会福祉施設の長として、15年以上勤務し、現在も在職している功績顕著な者。 ・同一の社会福祉施設の職員として、15年以上勤務し、現在も在職している功績顕著な者	・区長 ・子ども青少年局長 ・健康福祉局長 (上限数なし)
家庭保育福祉員		個人		・家庭保育福祉員として15年以上保育活動を続け、現在も在職している功績顕著な者。	・子ども青少年局長 (上限数なし)	
里親		個人		・養育里親、専門里親、親族里親、短期里親として15年以上養育活動を続け功績顕著な者。		
6	保健活動推進員	保健活動推進員	10年 以上	個人	・保健活動推進員として10年以上活動を行い、功績顕著な者	・横浜市医師会(8) ・横浜市歯科医師会(4) ・横浜市薬剤師会(2) ・横浜市病院協会(4) ・神奈川県看護協会(2) ・横浜市助産師会(1) ・区長(各2) ・子ども青少年局長、健康福祉局長、医療局長(3局計13)
7		食生活等改善推進員		個人	・食生活等改善推進員として10年以上活動を行い、功績顕著な者	※候補者数は区分6、7、14～18の合計数です。
8	団体自主 活動功労	優良老人クラブ	10年 以上	団体	・通算10年以上、自主活動を活発に行い、他の模範となる老人クラブ。 (区内老人クラブ数) (各区推薦数) ～ 50クラブ 1 51 ～ 100クラブ 2 101 ～ 150クラブ 3 151 ～ 200クラブ 4 201クラブ～ 5	・区長(各1～5)
		その他の福祉団体			・通算10年以上、自主活動を活発に行い、他の模範となる福祉団体。	・候補となる団体が専ら技術・労力の奉仕活動をする福祉団体である場合は、ボランティア活動功労の分野からの推薦とする。 ・市社協会長(2) ・区長(各2) ・子ども青少年局長(3) ・健康福祉局長(3)
9	障害者 自立・援護 活動功労	自立更生者	—	個人	・4級以上の身体障害者または知的障害者でその障害を克服し、社会的・経済的自立を果たした後、3年以上を経過した他の模範となる者。	
10		自立援助功労者		個人	・知的障害者の対象は、おおむね横浜市療育手帳制度実施要綱によるA1(最重度)A2(重度)B1(中度)の者とする。 ・『長期にわたり』の援助期間の目安 15歳以前に障害を有した者は、15歳から10年。 15歳以降に障害を有した者は、その時から10年。 ・援助内容の目安 介助・介護・障害者の社会的役割の代行等。	・区長(各2) ・健康福祉局長(3)
11		援護功労者		個人・ 団体	・『長期にわたり』の援護期間の目安 市域レベルの役員[会長・副会長及びこれに準ずる者]歴が10年以上。 区域レベルの会長歴が10年以上。 地域作業所の職員歴が10年以上。	・区長(各1) ・子ども青少年局長(5) ・健康福祉局長(5)

区分			要綱及び要領上の推薦基準	年数	種別	推薦に当たっての注意事項等	推薦者 ()内は候補者数
12	生活保護法 医療功労	指定医療機関	・長期にわたり医療扶助の適正な運営に尽くすなど、生活保護法による指定医療機関として功績顕著な医療機関 ・次の各項に該当する医療機関 10年以上担当指定医療機関 月平均取扱件数 医科10件以上・歯科3件以上・施術1件以上	-	団体		・健康福祉局長 (上限数なし)
13		福祉事務所嘱託 医	・長期にわたり医療扶助の適正な運営に尽くすなど、福祉事務所嘱託医として功績顕著な者。 ・5年以上嘱託医の職にある者		個人		
14	母子保健活動事業功労		・乳幼児検診業務従事者、乳幼児期各種疾病対策業務従事者、母子訪問指導、母性健全育成事業従事者、その他母子保健従事者など ・10年以上従事し、功績顕著なもの	10年 以上	個人		・横浜市医師会(8) ・横浜市歯科医師会(4) ・横浜市薬剤師会(2) ・横浜市病院協会(4) ・神奈川県看護協会(2) ・横浜市助産師会(1) ・区長(各2) ・ 子ども青少年局長、健康福祉局長、医療局長(3局計13) ※候補者数は区分6、7、14~18の合計数です。
15	成人・老人保健事業功労		・機能訓練事業従事者、訪問指導事業従事者、訪問歯科診療従事者、ボランティア以外の地域ケア関係者、がん検診等各種検診の啓発普及に尽力したもの、その他成人・老人保健事業従事者など ・10年以上従事し、功績顕著なもの	10年 以上	個人		
16	精神保健事業功労		・精神保健関係施設の従事者、精神保健関係のボランティア、精神科救急医療従事者、その他精神保健事業従事者など ・10年以上従事し、功績顕著なもの	10年 以上	個人		
17	救急医療事業功労		・救急医療業務従事者(歯科救急を含む) ・10年以上従事し、功績顕著なもの	10年 以上	個人		
18	地域保健医療事業功労		・障害児・者の保健医療事業従事者、「横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱」で定める各種審議会等の委員、医療従事者の養成に貢献した者(看護師等医療従事者養成施設教員等)、その他保健医療事業に従事している者など ・10年以上従事し、功績顕著なもの	10年 以上	個人		
19	特別功労		その他、社会福祉の向上に尽力し、特に功績顕著なもの	-	個人・ 団体		・ 子ども青少年局長(3) ・健康福祉局長(3) ・医療局長(3)

※全体的注意事項

- 潜在候補者の把握に努め、推薦漏れのないよう御注意ください。
- 候補者の選考にあたっては厳正な審査の上、御推薦ください。
- 推薦者が推薦できる数については、要領別表のとおりです。
原則数を超えて推薦する場合は理由書(様式自由)を添付し、優先順位を付けてください。
- 従事年数の基準日は当該年度の10月1日とします。ただし、民生委員・児童委員のみは当該年度の11月30日とします。
算定の際は、添付の早見表を参考にしてください。
- 金品寄附(区分2)以外の各部門は、同部門で過去に受章歴がある場合は、表彰の対象外になりますので、過去の受賞有無を必ず御確認ください。
ただし、団体については、10年以上活動を続け他の模範となる顕著な実績があるものは、同区分でも再度表彰することができます。(平成27年度から)
- 推薦書に記入いただいたデータが表彰状やパンフレットの基礎データとなります。提出前に必ずご確認をお願いします。
特に名前の表記については、旧字体等の正確な入力をお願いします。変換できない漢字がある場合は、別紙(様式自由)にてご提出ください。

開始年	西暦	経過年数	経過月
昭和35	1960	59	
36	1961	58	
37	1962	57	
38	1963	56	
39	1964	55	
40	1965	54	
41	1966	53	
42	1967	52	
43	1968	51	
44	1969	50	
45	1970	49	
46	1971	48	
47	1972	47	
48	1973	46	
49	1974	45	
50	1975	44	
51	1976	43	
52	1977	42	
53	1978	41	
54	1979	40	
55	1980	39	
56	1981	38	
57	1982	37	
58	1983	36	
59	1984	35	
60	1985	34	
61	1986	33	
62	1987	32	
63	1988	31	
平成元、64	1989	30	
2	1990	29	
3	1991	28	
4	1992	27	
5	1993	26	
6	1994	25	
7	1995	24	
8	1996	23	
9	1997	22	
10	1998	21	
11	1999	20	
12	2000	19	
13	2001	18	
14	2002	17	
15	2003	16	
16	2004	15	
17	2005	14	
18	2006	13	
19	2007	12	
20	2008	11	
21	2009	10	
22	2010	9	
23	2011	8	
24	2012	7	
25	2013	6	
26	2014	5	
27	2015	4	
28	2016	3	

下表参照

	10月1日基準者	11月30日基準者
1月1日 から→	9か月	11か月
2月1日 から→	8か月	10か月
3月1日 から→	7か月	9か月
4月1日 から→	6か月	8か月
5月1日 から→	5か月	7か月
6月1日 から→	4か月	6か月
7月1日 から→	3か月	5か月
8月1日 から→	2か月	4か月
9月1日 から→	1か月	3か月
10月1日 から→	0か月	2か月
11月1日 から→	11か月 (-1年)	1か月
12月1日 から→	10か月 (-1年)	0か月

※月の途中から開始した場合は、翌月の1日から換算してください。
 例えば、平成3年4月15日からボランティア活動をはじめた場合は、平成3年5月1日からの積算として令和元年10月1日現在の活動年数は、28年5か月となります。

生年	西暦	年齢	
		10/1以前の誕生日	10/2以後の誕生日
大正8	1919	100	99
9	1920	99	98
10	1921	98	97
11	1922	97	96
12	1923	96	95
13	1924	95	94
14	1925	94	93
昭和元、15	1926	93	92
2	1927	92	91
3	1928	91	90
4	1929	90	89
5	1930	89	88
6	1931	88	87
7	1932	87	86
8	1933	86	85
9	1934	85	84
10	1935	84	83
11	1936	83	82
12	1937	82	81
13	1938	81	80
14	1939	80	79
15	1940	79	78
16	1941	78	77
17	1942	77	76
18	1943	76	75
19	1944	75	74
20	1945	74	73
21	1946	73	72
22	1947	72	71
23	1948	71	70
24	1949	70	69
25	1950	69	68
26	1951	68	67
27	1952	67	66
28	1953	66	65
29	1954	65	64
30	1955	64	63
31	1956	63	62
32	1957	62	61
33	1958	61	60
34	1959	60	59
35	1960	59	58
36	1961	58	57
37	1962	57	56
38	1963	56	55
39	1964	55	54
40	1965	54	53
41	1966	53	52
42	1967	52	51
43	1968	51	50
44	1969	50	49
45	1970	49	48
46	1971	48	47
47	1972	47	46
48	1973	46	45
49	1974	45	44
50	1975	44	43
51	1976	43	42
52	1977	42	41
53	1978	41	40
54	1979	40	39
55	1980	39	38
56	1981	38	37
57	1982	37	36
58	1983	36	35
59	1984	35	34
60	1985	34	33
61	1986	33	32
62	1987	32	31
63	1988	31	30
平成元、64	1989	30	29
2	1990	29	28
3	1991	28	27
4	1992	27	26
5	1993	26	25
6	1994	25	24
7	1995	24	23
8	1996	23	22

横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰要綱

制定 平成 27 年 4 月 1 日 健総第 30 号（副市長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、本市における社会福祉の増進及び保健医療の向上に特に功績のあったものに対して行う市長表彰について、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象）

第 2 条 市長は、次の各号で定める表彰の区分において、相当と認めるものを表彰する。

- (1) ボランティア活動功労（技術労力奉仕）
- (2) ボランティア活動功労（金品寄附）
- (3) 永年勤続・活動功労（民生委員・児童委員）
- (4) 永年勤続・活動功労（民間社会福祉施設等従事者）
- (5) 永年勤続・活動功労（家庭保育福祉員・里親）
- (6) 永年勤続・活動功労（保健活動推進員）
- (7) 永年勤続・活動功労（食生活等改善推進員）
- (8) 団体自主活動功労
- (9) 障害者自立・援護活動功労（自立更生者）
- (10) 障害者自立・援護活動功労（自立援助功労者）
- (11) 障害者自立・援護活動功労（援護功労者）
- (12) 生活保護法医療功労（指定医療機関）
- (13) 生活保護法医療功労（福祉事務所嘱託医）
- (14) 母子保健事業功労
- (15) 成人・老人保健事業功労
- (16) 精神保健事業功労
- (17) 救急医療事業功労
- (18) 地域保健医療事業功労
- (19) 特別功労

2 前項の区分により表彰を受けるものは、別表のいずれかに該当するものとする。また、前項の区分により表彰を受けた後、異なる区分で新たに表彰要件を満たし他の模範となる顕著な実績がある場合は再度表彰の対象とする。

3 従事年数の算定基準日は、当該年度の 10 月 1 日とし、従事期間が中断しているものについてはその前後の期間を通算する。ただし、第 1 項第 3 号については、当該年度の 11 月 30 日を算定基準日とする。

（対象除外）

第 3 条 前条に該当するものであっても、次のいずれかに該当するものについては、原則として表彰の対象から除外する。

- (1) 前条に規定する表彰対象のうち、第 1 項第 2 号 金品寄附以外の同一の内容の功績により市長表彰をうけたもの
ただし、表彰をうけたのち 10 年以上活動を続け、他の模範となる顕著な実績がある団体は表彰の対象とする。
- (2) 公務員（嘱託並びに職務外で従事している者を除く。）並びに国・公立の団体、機関
- (3) 社会福祉若しくは保健医療分野の功労により次の表彰を受賞したもの
 - ア 叙勲・褒章
 - イ 厚生労働大臣表彰
 - ウ 神奈川文化賞、県民功労賞
 - エ 横浜文化賞
- (4) その他表彰することが不相当と認められるもの

（候補者の推薦）

第 4 条 各区長、こども青少年局長、医療局長、健康福祉局長及び次に掲げる団体の長（以下「推

薦者」という。)は、被表彰者としてふさわしい候補者を別に定める横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰推薦書により市長に推薦することができる。

- (1) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
- (2) 一般社団法人 横浜市医師会
- (3) 一般社団法人 横浜市歯科医師会
- (4) 一般社団法人 横浜市薬剤師会
- (5) 公益社団法人 横浜市病院協会
- (6) 公益社団法人 神奈川県看護協会
- (7) 横浜市助産師会

2 推薦に必要な事項については、別に定めるところにより健康福祉局長が決定する。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、推薦者から推薦された候補者の中から被表彰者を決定する。この場合、横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰審査会(以下「審査会」という。)の報告を受け決定する。

2 審査会に必要な事項については、別に定めるところにより健康福祉局長が決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は原則として毎年度1回行うものとし、その期日は別に定める。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則(平成27年4月制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の制定に伴い、横浜市社会福祉功労者市長表彰要綱及び横浜市保健医療功労者市長表彰要綱は廃止する。

横浜市社会福祉・保健医療功労者表彰区分別対象者

要綱第2条第1項に基づく区分	主な対象者	種別
(1)ボランティア活動功労 (技術労力奉仕)	児童、老人、障害者等の福祉増進又は地域福祉の増進のため個人、社会福祉施設・団体に5年以上、技術又は労力の奉仕をした功績顕著な個人・団体。 ただし、特に功績顕著なものについては、功労年数にこだわらない。	個人・ 団体
(2)ボランティア活動功労 (金品寄附)	金品を寄附するなど、ボランティア活動に功績顕著な個人・団体。	個人・ 団体
(3)永年勤続・活動功労 (民生委員・児童委員)	民生委員・児童委員として10年以上在職した功績顕著なもの。※功労年数による区分あり。	個人
(4)永年勤続・活動功労 (民間社会福祉施設等従事者)	1 同一の社会福祉施設(同一法人が経営する施設については同一施設とみなす。以下同じ。)の長として15年以上勤務し、現在も在職している功績顕著なもの。 2 同一の社会福祉施設の職員として15年以上勤務し、現在も在職している功績顕著なもの。	個人
(5)永年勤続・活動功労 (家庭保育福祉員・里親)	1 家庭保育福祉員 家庭保育福祉員として15年以上保育活動を続け、現在も活動している功績顕著なもの。 2 里親 養育里親、専門里親、親族里親及び短期里親として15年以上養育活動を続け、功績顕著なもの。	個人
(6)永年勤続・活動功労 (保健活動推進員)	保健活動推進員として従事年数が10年以上のもので功績顕著なもの。	個人
(7)永年勤続・活動功労 (食生活等改善推進員)	食生活等改善推進員として従事年数が10年以上のもので功績顕著なもの。	個人
(8)団体自主活動功労	児童、母子、障害者等の福祉団体及び老人クラブで、10年以上自主活動を活発に行い、他の模範となる顕著な実績があるもの。	団体
(9)障害者自立・援護活動功労 (自立更生者)	4級以上の身体障害者又は知的障害者で、その障害を克服し、社会的・経済的自立を果たした後、3年以上を経過した他の模範となるもの。	個人
(10)障害者自立・援護活動功労 (自立援助功労者)	2級以上の身体障害者又は知的障害者の家族で、長期にわたりその障害者の社会的・経済的又は精神的自立に献身し、他の模範となるもの。	個人
(11)障害者自立・援護活動功労 (援護功労者)	1 長期にわたり障害者福祉の向上に尽くし、特に功績顕著な障害者団体等の活動に従事するもの。 2 長期にわたり障害者福祉の向上に尽くし、特に功績顕著な地域作業所等の職員。 3 障害者の自立更生のため、障害者を積極的に雇用し、又は授産施設に発注している団体・企業等。	個人・ 団体
(12)生活保護法医療功労 (指定医療機関)	長期にわたり医療扶助の適正な運営に尽くすなど、生活保護法による指定医療機関として功績顕著な医療機関。	団体
(13)生活保護法医療功労 (福祉事務所嘱託医)	長期にわたり医療扶助の適正な運営に尽くすなど、福祉事務所嘱託医として功績顕著なもの。	個人
(14)母子保健事業功労	従事年数が10年以上で功績顕著な次のもの。 1 乳幼児健診業務従事者 2 乳幼児期各種疾病対策業務従事者 3 母子訪問指導、母性健全育成事業従事者 4 その他母子保健事業従事者	個人
(15)成人・老人保健事業功労	従事年数が10年以上で功績顕著な次のもの。 1 機能訓練事業従事者 2 訪問指導事業従事者 3 訪問歯科診療従事者 4 ボランティア以外の地域ケア関係者 5 がん健診等各種健診の啓発普及に尽力した者 6 その他成人・老人保健事業従事者	個人
(16)精神保健事業功労	従事年数が10年以上で功績顕著な次のもの。 1 精神保健関係施設の従事者 2 精神保健関係のボランティア 3 精神科救急医療従事者 4 その他精神保健事業従事者	個人
(17)救急医療事業功労	救急医療業務従事者(歯科救急を含む。)として従事年数が10年以上で功績顕著なもの。	個人
(18)地域保健医療事業功労	従事年数が10年以上で功績顕著な次のもの。 1 障害児・者の保健医療事業従事者 2 「横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱」で定める各種審議会等の委員 3 医療従事者の養成に貢献した者(看護師等医療従事者養成施設教員等) 4 その他要綱第2条第2項(6)、(7)及び(14)から(17)までに掲げる事業以外の保健医療事業に従事している者	個人
(19)特別功労	その他社会福祉若しくは保健医療の向上に尽くし、特に功績顕著で市長が認めた個人・団体。	個人・ 団体